

令和6年度埼玉県ICT導入による看護業務改善を目指す病院への アドバイザー派遣事業業務委託仕様書

本仕様書は、埼玉県（以下「甲」という）が発注するICT導入による看護業務改善を目指す病院へのアドバイザー派遣事業におけるアドバイザー・コンサルタント業務（以下「委託業務」という）を受託する者（以下「乙」という）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 目的

急速に進む高齢化によって看護需要が高まるほか、医師への働き方改革関連法の適用開始に伴う看護職員へのタスクシフトにより、看護職員一人当たりの業務が増加することが予想される一方、人口減少から看護人材の大幅な不足が見込まれる中、病院における看護業務の効率化・省力化による看護職員の負担軽減は喫緊の課題となっている。

看護業務の現場においては、業務課題を可視化し、ICTなどのテクノロジーを効果的に導入・活用することによって課題を解決し、働きやすい職場環境を作っていくことが求められる。

そのため、ICT導入による看護業務改善について、アドバイザー派遣対象病院（以下、「モデル施設」という）として甲が選定した病院を支援することにより、看護業務改善に係る好事例を創出し、他の病院に普及させていくことを目的に当事業を実施する。

2 委託期間

契約日から令和7年3月末日までとする。

3 乙の業務

(1) モデル施設への支援業務

乙は、モデル施設として甲が選定する県内の病院に対して、看護業務における業務効率化・省力化による就業環境の改善・看護サービスの質向上の観点から以下の業務を行うものとする。なお、受託期間中、月次報告を甲に対して行うこと。

対象となるモデル施設数は7施設とする。

ア ICT機器などを用いた看護業務課題分析・可視化

イ 看護業務改善策の検討及び改善のために要する適切なICT機器・ロボットの提案

ウ ICT機器・ロボットの導入による看護業務改善計画の策定支援

エ 次年度以降のICT機器・ロボット導入以降に想定される課題に対する解決策等の事前の助言

オ モデル施設が作成することとなる成果報告書の作成支援

(2) その他の業務

ア 成果報告の発表等への支援

乙は、甲の主催する成果発表会に出席するほか、モデル施設の発表内容に対して

助言等を行うこと。

イ 実績報告書の作成

受託業務の実績をまとめ、甲に報告する。

4 留意事項

- (1) 業務を実施するに当たり、業務を統括する責任者を配置し、担当者等の人員配置等を明確にすること。
- (2) 事業の実施に当たっては甲と詳細を協議するとともに、事業の実施に支障が生じるような場合は、速やかに協議を行い、改善策を検討すること。
- (3) 乙は、委託業務の遂行に当たり、自己の責めに帰する事由により甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (4) 乙は、委託業務の遂行に当たり、乙の行為が原因で第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (5) 甲が乙を決定した後、委託契約を締結するに当たり、委託契約書、仕様書及びその他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく甲及び乙で協議を行うものとする。
- (6) 本業務契約に基づいて作成された実績報告書など成果物の著作権は甲に帰属するものとし、乙による第三者への貸与又は公表をしてはならない。
なお、本業務の実施に当たっては第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (7) この仕様書に定めのない事項は、甲、乙で協議し、決定するものとする。